

# 公 告

航契第 23011 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和5年2月1日

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 勝山 潔

## 記

- 競争入札に付する事項
  - 契約件名 航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)
  - 契約内容 仕様書のとおり
  - 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日
  - 納入場所 羽田航空基地ほか7箇所
  - 入札方法 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。
- 競争に参加する者に必要な資格
  - 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
  - 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
  - 令和4・5・6年度年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
  - 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。  
「物品の販売」又は「役務の提供等」の A, B, C又はD等級
- 証明書等の提出期限、提出方法(証明書等提出期限) 令和5年2月14日17時00分  
(提出方法)
  - 電子調達システムにより入札参加する場合  
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。
    - 確認書(電子調達用)
    - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
  - 紙入札により入札参加する場合  
以下の書類を下記4の窓口に直接提出又は郵送により提出すること。  
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る)
    - 紙入札方式参加願(紙入札用)
    - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
- 契約条件等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先 東京都千代田区霞が関2-1-3  
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係  
03-3591-6361 (内線 2841)
- 入札説明書の交付期間、交付方法(入札説明書等の交付期間)  
令和5年2月1日から令和5年2月14日まで  
(交付方法)  
入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/nyusatsu/r5ippan.html>  
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。
- 入札書等の提出期限 令和5年3月6日17時00分
- 開札の日時場所 令和5年3月7日14時30分 海上保安庁入札室
- 入札保証金および契約保証金 免除
- 入札の無効 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 落札者の決定方法
  - 海上保安庁入札・見積者心得書による。
  - 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 契約書作成の要否 要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある)  
本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- 仕様に関する問い合わせ先 海上保安庁装備技術部航空機課  
03-3591-6361 (山田 内線4509)  
本調達案件は令和5年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

# 入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号：航契第 23011 号

契約件名：航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)

## 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

## 入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和5年2月1日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等  
支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 勝山 潔
- 2 調達内容
  - (1) 契約件名  
航空機用部品供給業務（スーパーピューマ225）
  - (2) 契約内容  
仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日
  - (4) 納入場所  
羽田航空基地ほか7箇所
  - (5) 仕様説明会の日時等  
仕様説明会は実施しない。  
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。  
仕様書等に関する問い合わせ先  
〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3  
海上保安庁装備技術部航空機課 山田  
03-3591-6361 (内線4509)
  - (6) 入札方法  
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。  
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。  
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。  
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
    - ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
    - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
    - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。  
この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
  - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(ただし指名停止期間中にあるものは除く。)  
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

### 4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法  
入札参加希望者は、4(5)の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。(電子調達システムにより提出するものは除く)  
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。(郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る)  
また、代表者から委任を受けている者(以下「受任者」という)が入札を行う場合は期間委任状(様式5)又は都度委任状(様式6)を入札参加手続きまでに提出する(当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。)

#### 期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状(書面)の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法  
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定  
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。  
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。  
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和5年2月14日 17時00分  
各提出書類の提出先は次のとおりです。  
○電子調達システムにより入札参加する場合  
・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)  
・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)

- 紙入札により入札参加する場合  
・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))  
・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))

- (6) 証明書等審査結果の通知  
4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和5年2月17日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。  
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

## 5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。  
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。  
電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>  
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係 岡田 拓也  
TEL03-3591-6361 内線 2841
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間  
令和5年2月1日 から 令和5年2月14日 まで
- (4) 入札書の提出期限  
令和5年3月6日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
  - ① 電子調達システムによる場合
    - ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
    - イ 入札書等の記載事項
      - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
      - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
      - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。  
(電子認証書を取得している者であること。)
  - ウ 入札書等の提出
    - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
    - b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。
- ② 紙による入札の場合
  - ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
  - イ 入札書等の記載事項
    - a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
    - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
    - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
    - d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。  
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理  
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3  
海保株式会社 東京支店（又は○○部）  
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
  - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
  - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
  - ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
  - エ 金額を訂正した入札
  - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
  - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
  - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
  - ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。  
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。  
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。  
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等  
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所  
日時：令和5年3月7日 14時30分  
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。  
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。  
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。  
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項  
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。  
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。

- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。  
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
  - ②広域・地域的停電
  - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
  - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
- （ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (7) 支払条件は履行完了後、四半期払いとする。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 本調達案件は令和5年度の予算成立を条件とする。

# 入札書

一金

ただし 航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

## 紙入札方式参加願

1. 発注件名 航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため  
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は  
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の  
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名            航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、  
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住            所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

### 確認書

件名: 航空機用部品供給業務(スーパービューマ225)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

\*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

\*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:



入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

## 期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間      年   月   日から

年   月   日まで

委任事項

年   月   日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。  
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

## 都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名:航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

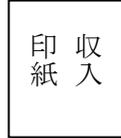
令和5年度

航契第23011号

# 請負契約書

# 請 負 契 約 書

- 1 契 約 件 名 航空機用部品供給業務(スーパーピューマ 225)
- 2 予 定 総 額 金 円  
(内訳別紙のとおり)  
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
- 3 契 約 単 価 別紙のとおり
- 4 予 定 数 量 別紙のとおり
- 5 履 行 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日
- 6 履 行 場 所 羽田航空基地ほか7箇所
- 7 契 約 保 証 金 免 除



上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 は、  
受注者 と、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、履行期間内において頭書の作業を行い、発注者の指定する期日までに航空機用部品を供給して、発注者はこれに対し、受注者に予定総額を支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者の解釈若しくは指示に従い、予定総額の範囲内をもって頭書の供給業務を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したときは、請負内訳明細書を提出するものとする。

(数量の増減)

第3条 予定数量は、この契約期間内において、発注者が供給を受ける予定を示したものであるから、實際上増減を生ずることがあっても、受注者は異議申立てをしないものとする。

(約定単価)

第4条 経済情勢の激変等により、約定単価が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議のうえこれを変更することができるものとする。

(監督職員)

第5条 発注者は監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出または提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は監督職員から立ち合いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託の相手方に対する監督)

第9条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託の相手方に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第10条 発注者は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(履行期間の変更等)

第11条 発注者は、その都合により履行期間又は納入場所を変更し、一時中止若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、契約単価を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(履行完了の通知及び検査)

第12条 受注者は、四毎半期毎の履行を完了したときは、業務完了報告書等、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 第1項の通知を受けた発注者又は検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)は、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により、その日から10日以内(以下「検査期間」という。)に履行の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(請負代金の請求)

第13条 受注者は、前条に定める作業完了の検査に合格後、請負代金を請求することができる。

(請負代金の支払)

第14条 発注者は、第13条の規定により検査終了後、受注者が提出する四半期毎の適法な支払請求書を受理してから30日以内(以下「約定期間」という。)に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

- 2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前2項、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(履行期限の延伸)

第16条 受注者は、履行期限までに終了できないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に履行期限延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、予定総額の年3パーセントとする。ただし、予定総額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第18条 履行完了する以前に生じた亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第19条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 受注者が第6条、第7条、第8条の規定に違反したとき。
- (3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、解除部分に対する予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ、解約後30日以内に請求があるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第21条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定総額（この契約締結後、予定総額の変更があった場合には、変更後の予定総額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないと

きは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、作業実施にあたって知り得た業務上の秘密を部外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上 契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
発注者			支出負担行為担当官
	氏	名	海上保安庁総務部長 勝山 潔

	住	所	
受注者			
	氏	名	

件名 航空機用部品供給業務（スーパーピューマ２２５）

仕様書

海上保安庁

## 1 総則

### 1-1 適用範囲

本仕様書は、海上保安庁(以下「当庁」という。)が所有する航空機(エアバス・ヘリコプターズ式EC225LP型)(以下「スーパーピューマ225」という。)の航空機用部品供給業務に関する契約について適用する。

### 1-2 契約件名

航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)

### 1-3 単価

本契約は飛行時間当たりの保証期間外と保証期間内(\*)の2段階の単価とする。

\*新規就役機であって保証期間内の機体に適用される

### 1-4 支払い

- (1) 支払いは飛行時間の実績に応じて四半期ごとに支払うものとする。
- (2) 当庁は四半期ごとに速やかに飛行時間を航空日誌の写しとともに請負業者へ通知するものとする。
- (3) 請負業者は当庁から飛行時間の通知に基づき、速やかに飛行時間単価に飛行時間を乗じた金額を当庁に請求するものとする。その場合、飛行時間は各機体の単価毎の飛行時間を足し上げた時間とし、1時間未満の時間は切り捨てるものとする。

### 1-5 契約期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日(5ヵ年の国庫債務)の間とする。

### 1-6 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

#### 1-6-1 航空機用部品

スーパーピューマ225の構成部品及び搭載品をいう。

#### 1-6-2 納入場所

航空機用部品の納入場所をいい、別紙2のとおりとする。

#### 1-6-3 リードタイム保証

業務対象品(以下「対象品」という。)について、当庁の要求から受領に要する

期間（以下「リードタイム」という。）を、請負業者が保証することをいう。

#### 1-6-4 AOG (Aircraft On Ground)

航空機用部品の不具合により機体が飛行できない状態にあり、早急に飛行可能としなければならない場合をいう。

#### 1-6-5 テクニカルフィルタリング

請負業者が当庁から部品要求を受けた場合、請負業者が契約対象の該当性、部品番号の妥当性、国内外在庫の有無、取卸し品の修理可否、部品返送の必要性、納入予定、不具合探求に関する技術的検討及び関連する日本語による技術的助言等、稼働率向上に寄与する最適な部品供給を目的として、契約面、運送面及び技術面に関して総合的な調査を行うことをいう。

#### 1-6-6 保証期間

新規に当庁に就役するスーパーピューマ225の機体不具合に対する保証期間をいう。期間は就役日を起算とし1年間。

### 2 一般事項

#### 2-1 法令の遵守

請負業者は、本仕様書に係る契約において関係法令を遵守し、関係法令について記述のないものは、当庁と十分協議の上、その指示に従うものとする。

また、関係外国法令と国内法令が重複する部分については、国内法令を優先するものとする。

#### 2-2 疑義の解決

請負業者は、本仕様書の内容及び解釈に疑義が生じた場合は、当庁と協議し、解決するものとする。

また、疑義に関する確認及び回答は、文書で行うものとする。

### 3 部品供給業務に関する要求事項

請負業者は対象品について、部品供給、保管、在庫管理及び輸送を行うものとする。

#### 3-1 対象品、貸付品及び飛行時間

(1) 対象品は別紙3のとおりとする。

なお、部品の改良等により当該部品の番号が変更となった場合又は新規就

役機及び機体製造会社による部品の見直し等により既存機と同様の機能を有する代替部品が装備可能とされた場合についても対象品とする。

(2) 上記(1)のうち、貸付品は別紙4のとおりとする。

(3) 最低年間飛行時間（＊）及び予定年間飛行時間は別紙1のとおりとする。

＊最低年間飛行時間とは、各機100時間を基本として機体数分を合計した飛行時間をいう。年度途中で就役する機体については就役時期を勘案して最低飛行時間を決定する。

### 3-2 部品供給業務の内容

#### 3-2-1 部品供給時期

請負業者は次の事項に該当する場合、対象品を納入場所へ供給するものとする。

(1) 航空機用部品に不具合が発生した場合

(2) 時間管理部品、耐用期間制限部品、使用回数管理部品その他メンテナンスマニュアルで交換が指定されている航空機用部品が交換時期に達する場合

(3) 当庁の規則及びメンテナンスマニュアルに基づく整備に伴い航空機用部品が必要となる場合

(4) 上記のほか、該当品に関する耐空性改善通報、機体製造会社等が発行する技術通報その他機体の耐空性の確保のために部品の交換が必要となる場合

#### 3-2-2 部品供給

(1) 請負業者は、装備技術部航空機課（以下「航空機課」という。）から航空機用部品の要求を受けた場合は、テクニカルフィルタリングを実施した上で必要な時期に機体に適合する航空機用部品を納入場所へ供給するものとする。

(2) 取卸し品のうち廃材及び使用不能品（有害・放射性物質及び火工品を含む部品は除く。）は、当庁において処分するものとし、その他の部品は請負業者が手配する運送業者により返送するものとする。

#### 3-2-3 対象品の保管

請負業者は、対象品を自らが準備する国内及び国外の保管施設に保管するものとする。

なお、機体の稼働率向上を実現するために可能な限り国内在庫の拡充をはかるものとする。

#### 3-2-4 在庫管理

請負業者が行う在庫管理は次による。

(1) 航空機用部品の需要予測

- (2) 国内及び国外における必要な在庫の確保
- (3) 航空機用部品の部品番号、バージョン及び改修の把握（機体に装備中の航空機用部品を含む。）

### 3-2-5 輸送

請負業者が行う輸送は次による。

- (1) 請負業者は航空機用部品の供給及び取卸しに係る輸送を行うものとする。
- (2) 梱包の際は運送中の航空機用部品の損傷防止措置及び油脂等の漏洩防止措置を施すものとする。

### 3-2-6 貸付品

- (1) 当庁在庫品は請負業者に貸付するものとする。
- (2) 貸付品の保管は、機体の稼働率確保のため、別途当庁が指定する倉庫等に保管するものとする。
- (3) 貸付品を使用した場合は、代替品を補充するものとする。

### 3-2-7 部品供給の留意事項

請負業者は、整備業者において整備中のスーパーピューマ225へ航空機用部品を供給する場合は当該機体の整備業者と連携の上、直接納品するものとし、整備の工期に影響が出ないよう航空機用部品の供給を行うこと。

### 3-2-8 品質保証

請負業者は、航空機用部品を納入場所へ供給する場合は、EASA Form-1 その他耐空性を証明する書類を添付し、航空機用部品の品質保証を行うものとする。  
また、必要により当該部品のログカードを添付するものとする。

### 3-2-9 部品納入確認

航空機用部品の納入にあたっては、別途当庁職員による確認を受けなければならない。

## 3-3 実施体制

### 3-3-1 連絡手段の確保

請負業者は、年間を通じ、電話又は電子メールにより、日本語で終日迅速な対応が可能な連絡体制を国内に確保するものとする。

### 3-3-2 実施体制及び業務管理

(1) 請負業者は、本仕様書に係るすべての業務を管理、調整及び指揮するための体制を国内に設け、その組織構成、責任の範囲、指揮及び連絡系統を業務管理計画書で明らかにすること。

また、業務管理計画書には業務内容の詳細を記した実施要領を含むこと。

(2) 請負業者は、業務管理計画書に基づく一貫した業務遂行のため、責任者を指名すること。

(3) 業務管理計画書は、契約後、速やかに当庁の承認を受けること。

また、これを変更した場合も同様とする。

### 3-4 リードタイム保証基準

(1) 部品の必要が発生した場合、航空機課は「不具合／部品交換予定報告書」(別紙5)により請負業者にテクニカルフィルタリングを要請する。

(2) 請負業者はテクニカルフィルタリングを行い、その結果を航空機課へ連絡する。

(3) 航空機課はテクニカルフィルタリング結果をもとに請負業者に部品要求を行う。その場合の様式は「不具合／部品交換予定報告書」(別紙5)とする。

(4) 請負業者は、航空機課が航空機用部品を要求した日から対象品が納入するまでを定められた期間以内に行うものとし、次表の区分によって実施するものとする。

リードタイム保証基準

区分	国内在庫がある場合	国内在庫がない場合
AOGの場合	3日以内	7日以内
AOGではない不具合※	10日以内	15日以内
整備時に必要な部品	交換予定日の5日前まで	
<p>(注1) 日数計算は、航空機用部品の要求日を0日としてその翌日から起算(1日)するものとし、自然災害、輸送遅延、国内遠隔地(離島等)、長尺貨物、輸入規制その他やむを得ない事由が発生した場合を除くものとする。請負業者は、保証基準日数を超えた場合は速やかに理由を付した書類を航空機課へ報告するものとする。</p> <p>(注2) AOGの判断は当庁と請負業者との協議によって判断するものとする。</p> <p>※AOGではない不具合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オイルリーク、カウリングの亀裂等の即時の交換は必要ないものの近々に交換が必要な不具合</li> <li>・整備期間中に発見された不具合であって、作業工程上、納期に余裕がある場合</li> </ul> <p>(注3) AOGではない不具合の場合で、次の整備時に不具合部品の交換を予定している場合には、「整備時に必要な部品」の保証基準日数を準用する。</p>		

#### 4 品質管理体制

請負業者は、J I S 9 0 0 1 : 2 0 1 5 / J I S 9 1 0 0 : 2 0 1 6 に基づき、品質管理を行うものとする。

#### 5 会議

##### 5-1 定例会議

- (1) 実施時期は四半期に1回とする。実施時期は7月上旬、10月上旬、1月上旬及び3月下旬を目安とする。
- (2) 実施場所は、当庁及び請負業者の相互調整によるものとする。
- (3) 請負業者は定例会議において「業務実施状況報告書」を提出し、四半期毎の実績報告（消耗品の価格、取卸し品の修理費用など部品供給に要した経費を含む。）を行うほか、航空機課の指示による資料を提出する。

##### 5-2 臨時会議

定例会議のほか、当庁は必要があると認めた場合は、臨時に会議を開催することができる。

#### 6 提出書類

提出書類は次表による。

提出書類

番号	提出書類	書類内容	提出時期
1	業務管理計画書	実施体制、実施要領等	契約後速やかに
2	業務実施状況報告書	四半期毎の業務実施状況報告	定例会議時

#### 7 検査

当庁の職員は次の検査を実施するものとする。

- (1) 飛行時間の検査（四半期ごと）
- (2) リードタイム保証基準内に入っていることの検査
- (3) 納入された部品の検査

#### 8 その他の指示

##### 8-1 秘密保全

請負業者は、本仕様書に係る契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た

事項の管理に万全を期するとともに、それらの外部への利用は行ってはならない。

#### 8-2 法規関連手続き

国内及び国外の諸法規、特許及び権利等についての情報収集、連絡調整及び手続きについては、請負業者が行うものとする。

#### 8-3 大規模自然災害等

請負業者は、大規模自然災害、耐空性改善通報による飛行停止その他特別な事情によりこの契約の履行に支障が生じるおそれがある場合又は支障が生じた場合は、速やかに当庁に情報を提供し、以後の措置について当庁と協議するものとする。

また、最低飛行時間を飛行できなかった場合の支払いについては、当庁と請負業者により協議をして決定するものとする。

#### 8-4 巡視船搭載機に関する留意事項

ヘリコプター搭載型巡視船に搭載している機体からの取卸し品の返送については、巡視船の行動を優先させるものとし、詳細は請負業者と当庁が協議して決定するものとする。

#### 8-5 契約解除

次に該当する場合は、当庁はこの仕様書に係る契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないにもかかわらずリードタイム保証基準日数を大幅に超過し、当庁の業務に多大な支障が生じた場合
- (2) 上記(1)のほか請負業者が本仕様書に係る契約を履行する見込みがないことが明らかな場合

### 9 仕様細目

本仕様書の細目は、別添「航空機用部品供給業務仕様細目（スーパーピューマ225）」による。

## 対象品

## 1 修理及びエクスチェンジ対象品

番号	品名等	代表規格
<b>HELICOPTER VIBRATION</b>		
1	AVCS AMPLIFIER	NVX-12613
2	AVCS ACTUATOR	NVX-12623
3	AVCS COMPUTER	02148E1000 2.5
4	ACCELEROMETERS	7596A-2M2
<b>AIR CONDITIONING</b>		
5	FAN COCKPIT	AE1410BA1
6	ACTUATOR ROTATING 2POSITIONS	3133
7	LINEAR ACTUATOR	176188
8	FAN CABIN	AE1712BA1
9	ACTUATOR ROTATING 5POSITIONS	7-3133
10	AIRCON FAN	46-90330-1
11	HEATING REGULATOR BOX	92170B010101
12	TEMPERATURE PROBE	92202A010000
13	THERMOSTAT	763-273
14	PCB,AIR CONDITIONING	SE02134
15	ACTUATOR,UNDER FLOOR PILOT	450527
16	PROBE,TEMPERATURE	92245A010000
17	VALVE,P2 FIRE WALL	14420A010002
18	VALVE,P2 UNDER FLOOR PILOT	14420B010001
<b>AUTO PILOT</b>		
19	COMPUTER MODULE AP	416-00297-302
20	GENERATOR HYDRAULIC AP	97184
21	AP HYDRAULIC UNIT	702A10-0092-00
22	SERVO VALVE	A21495
23	ACTUATOR PITCH TRIM	41800881000
24	ACTUATOR PITCH TRIM	41800881100
25	ACTUATOR TRIM	418-00879-100
26	ACTUATOR PITCH TRIM	418-00882-100
27	AFCAU CONTROL BOX	P2001-00-AFCAU
28	JOYSTICK	PE006087
29	AP CENT-HYD ELEC VALVE	30873-331
30	COMPUTER,AP 2010	416-00297-315
31	HYDRAULIC BLOC	702A10-0092-01
32	PELICAN RACK	C13077AA
<b>COMMUNICATION</b>		
33	CTL-4000 CONTROL BOX	597-2369-001
<b>ELECTRICAL POWER</b>		
34	ALTERNATOR	30030-2
35	ALTERNATOR REGULATION CARD	R3379220
36	TRANSFORMER RECTIFIER	F11RD4221
37	PCB,BATTERY PROTECTION	403GC01Y01
38	UNIT,ELECTRICAL MASTER 40 KVA	794GA01Y06
39	UNIT,ELECTRICAL MASTER BOX DC	362GC02Y01
<b>EQUIPMENT/FURNISHING</b>		
40	TRANSMITTER,EMERGENCY MARKER	S182050202
41	ELT CONT	S1820513-13
42	ELT	S1820502-02
43	ELT	S1823502-03
<b>FIRE PROTECTION</b>		
44	FIRE EXTI BOTTLE ENG	863490-01
45	EXTINGUISHER WITH DIFFUSER	BA51012R-3(GR-3)(R-5)

## 対象品

## 1 修理及びエクスチェンジ対象品

番号	品名等	代表規格
	<b>FUEL</b>	
46	FUEL TRANSFER PUMP	228487
47	TANK LONGI CRASHWORTHY	200001-1
48	TANK LONGI CRASHWORTHY	200000-1
49	TANK TRANS CRASHWORTHY	200003-1
50	TANK TRANS CRASHWORTHY	200002-1
51	TANK CRASHWORTHY	200004-1
52	TANK CRASHWORTHY	200005-1
53	TANK CRASHWORTHY	200006-1
54	CRASHWORTHY TANK	502576-2
55	CRASHWORTHY TANK	502575-2
56	SENSOR FUEL PRESSURE	64279-516-2
57	FUEL PUMP CARTRIDGE	P99C16-609
58	FUEL BRUSHLESS PUMP	D240930
59	FUEL PUMP CANISTER	C93R16-602
60	FUEL PUMP CANISTER	D240910
61	UNIT FUEL INDICATIONS	749823(-2-1)
62	TRANSMITTER FUEL GAUGE	794-613-1
63	TRANSMITTER FUEL GAUGE	794-614-1
64	TRANSMITTER FUEL GAUGE	792-980-2
65	TRANSMITTER FUEL GAUGE	792-979-3
66	TRANSMITTER FUEL GAUGE	792-981-2
67	TRANSMITTER FUEL GAUGE	794-325-1
68	TRANSMITTER FUEL GAUGE	794-356-1
69	FUEL TRANSMITTER	762-370(762370)
70	FUEL LEVEL TRANSMITTETR	768-128(768128)
71	FLOW TRANSMITTER	TNS512-231-11
72	COCK,DRAIN	128A45-1
73	COCK,FUEL CUT-OUT	826A16-4
74	COMPUTER,FUEL	749823-1-1
75	ELECTROVALVE	326A25-30
76	FILTER,ELEMENT,FUEL	402B25-11
77	FILTER,FUEL	4020P25-5
78	SWITCH,PRESSURE	120C6
79	SWITCH,PRESSURE	MC6992-0-00
80	VALVE,DRAIN	135A8-2
81	VALVE,NON RETURN	995C16-13
82	VALVE,NON-RETURN	986C12-1
83	VALVE,NON-RETURN	CR 4 20 Z8 AERO
84	VALVE,NON-RETURN	L96G20-202
	<b>HYDRAULIC POWER</b>	
85	AUXILIARY ELECTRO PUMP	GEP130-4
86	SELF REGULATING PUMP	C24160045-200
87	HYD PRESSURE TRANSMITTER	806518
88	SELF REGULATING PUMP	C24160046-200
89	PUMP ELECTRIC EMERGENCY	A5029190
90	PRES INDIC EMERGENCY SYSTEM	64191-222-1
91	ELECTRO-VALVE	BHC1110
92	LIMITER,FLOW	A24777009
93	PUMP,HYDRAULIC LH	704A44320045
94	PUMP,HYDRAULIC RH	704A44320046
95	SWITCH,PRESSURE	IP7814-000

## 対象品

## 1 修理及びエクスチェンジ対象品

番号	品名等	代表規格
96	TRANSMITTER	IP6922-000
97	ACCUMULATOR	D22295000
98	MAIN HYDRAULIC TANK L/H	MA6914-000
99	MAIN HYDRAULIC TANK R/H	MA6946-000
	<b>INDICATING/RECORDING</b>	
100	SCREEN OF DISPLAY VMS	V9519353
101	FLIGHT CONTROL PANEL	416-00323-000
102	INDICATOR NR 2NT	ITA2203032
103	CHRONOMETER	B1894522284DN
104	VOLTAMMETER DC	2562-638-00-10
105	VOLTAMMETER AC	2562-639-00-10
106	COMPUTER AMC	4283-04(-06)
107	PCB, HYDRAULIC AND ENGINE	SE12476
108	PCB, L/G LOGIC, BATTERY TEMP.	SE02082
109	PANEL, WARNING	C3BE4825A01
110	PCB, ALARM	SE09751
111	PCB, AMBER ALARMS	SE01982
112	PCB, AUXILIARY	SE02115
113	PCB, AUXILIARY ALARMS	SE07526
114	PCB, HYDRAULICAL HEATING	SE02641
115	PCB, RED ALARM	SE20976
116	PCB, TRANS AND ENGINE	SE09976
117	PCB, WINDSHIELD WIPER DE-ICE+LIGHT	SE02058
118	MGB OIL PRES WARN UNIT	SE19226
119	WARNING TEMPERATURE MGB	SE12376
120	PCB, TORQUEMETER COMPUTER	320BB01Y02
121	PCB OF LUBRICATION	55344601
122	EID VMS	V9519353A00
123	VMS COMPUTER (AMC)	4283-05(-06)
124	INDICATOR, OPEN DOORS	C3BE4817A31
125	KDU	MB265B01
	<b>LANDING GEAR</b>	
126	MAIN L/G TRAILING ARM	C23951-000
127	TRAILING ARM	C23952-000
128	SHOCK ABSORBER ASSY	C23953000-2
129	SHOCK ABSORBER ASSY	C23954000-2
130	NOSE L/G LEG	C23943-209
131	ROTATING TUBE	D50723-1
132	NOSE L/G ACTUATOR	C23947-030
133	SHOCK ABSORBER ACTUATOR	C23948-020
134	HYDRAULIC GENERATOR L/G	97154-121
135	WHEEL ASSY MAIN	C20147200
136	WHEEL ASSY NOSE	C20525000
137	LANDING GEAR BRAKE	C20039-1
138	TRANSMITTER HYDRAULIC BRAKE	7062-000
139	DAMPER, TAIL SKID	24045-000-02
140	INDICATOR, L/G POSITION	787TS04Y
141	SWITCH, LANDING GEAR	894TS05NY
142	LANDING LIGHT, RETRACTABLE	4307405
143	SWITCHING BOX	SE05251
144	CONTROL UNIT	704A46817069

## 対象品

## 1 修理及びエクスチェンジ対象品

番号	品名等	代表規格
	<b>LIGHT</b>	
145	INVERTER	18-947-1
146	UNIT INDICATING	FE897
147	INVERTER	18-1030-2
148	RETRACTABLE SEARCH LIGHT	4202104
149	TRANSFORMER	TR992-10
150	BOX,LIGHT UNEQUIPPED	1053 92 R 4586
151	PCB,MAIN SECONDARY	1053 92 R 4579
152	INVERTER, CABIN LIGHT	704A46104048
153	LIGHT,GREEN POSITION	6490821
154	LIGHT,RED POSITION	6490811
155	LIGHT,WHIT POSITION	6490831
	<b>NAVIGATION</b>	
156	PITOT STATIC	C14168BA
157	PITOT STATIC	C14168AA
158	INDICATOR ISIS	322MFD1-1
159	STANDBY COMPAS	1007KCA1
160	GENERATOR PRIMARY FLIGHT DATA	420-00332-460
161	SENSOR MAGNETIC	420-00339-000
162	PROBE TEMPERATURE ADU	C16196AB
163	GENERATOR AIR DATA	C17133BA01
164	GENERATOR AIR DATA	C17027CA01
165	RECONFIG CTR UNIT (RCU)	SE16226
166	CONTROL BOX	2570703
167	UNIT,PITOTS DE-ICING	L100201
168	TRANSPONDER TDR 94 D	704A45730099
169	VOR NAV4500 RECEIVER	822-1579-001
170	RECEIVER, GPS CMA 5024	100601967100
171	BOX,ADL	100602443000
172	NAV COMPUTER RN7	704A47341024
173	Lightweight Aircraft Recording System - Appareo Alerts Vision 1000	153070-000007
174	RADIO ALT TR	9599-607-18503
175	FMS CDU	100-601951-103
176	FMS CDU	100-601951-503
177	DTU	100-602443-000
178	ATC XPNDR CONT	822-1807-002
179	DME TR	822-1466-001
180	VOR/ADF NAV 4000 RECEIVER	822-1465-001
181	RECEIVER, GPS CMA 5024	100-601967-100
182	PROCESSING UNIT	MB267B50
183	GENERATOR PRIMARY FLIGHT DATA	261500123-0460

## 対象品

## 1 修理及びエクスチェンジ対象品

番号	品名等	代表規格
<b>MAIN ROTOR</b>		
184	DEICED MAIN ROTOR BLADE	332A11-0055-00
185	DEICED MAIN ROTOR BLADE	332A11-0055-03
186	MAIN ROTOR BLADE	332A11-0050-01
187	DAMPER ASSY	332A31-3042-01(M)
188	DAMPER ASSY	332A31-3043-01M
189	H SCISSORS LINK	332A31-3171-01
190	LEVER,PITCH	332A31-1765-02
191	LIFT HOUSING	332A31-3291-00
192	LOWER STOP	332A31-1862-20
193	NON-ROTATING SWASHPLATE	332A31-3079-02
194	PIN,BLADE	332A31-3204-20
195	ROTATING SWASHPLATE	332A31-3074-01
196	ROTOR SHAFT	332A31-3102-01
197	ROTOR SHAFT BEARING	FC13521S2
198	SCISSORS DRIVE ADAPTER	332A31-3153-02
199	SLEEVE,BLADE	332A31-3071-00
200	STEEL DELTA SCISSORS	332A31306100
201	STOP,SPHERICAL	704A33633186
202	SWASHPLATE BEARING	FAG593655
203	UPPER STOP	332A31-3096-00
204	BODY,ROD	332A31-1781-22
205	END,LOWER	12-12506P
206	END,UPPER	332A31-3136-01
<b>MAIN ROTOR DRIVE</b>		
207	COUPLING SHAFT	332A54-0216-06
208	MGB COUPLING	19E226-8A
209	MODULE,REDUCTION GEARBOX ASSY	332A32-5012-00M
210	MODULE,REDUCTION GEARBOX ASSY	332A32-5013-05M
211	RH FREEWHEEL PINION	332A32-2165-24
212	LH FREEWHEEL PINION	332A32-2170-45
213	FREEWHEEL SHAFT	332A32-2190-25
214	MAIN HOUSING	332A32-5071-01
215	FWD REDUCTION PINION	332A32-5112-22
216	TRANSMITTER TORQUEMETER	106CP01Y05
217	TRANSMITTER OIL PRESSURE	64279-508-2
218	MODULE REDUCTION,EPICICLIC	332A32-5021-01M
219	MODULE REDUCTION,EPICICLIC	332A32-5023-01M
220	PLANET GEAR CARRIER	332A32-3090-02
221	GEARBOX ACCESSORY LEFT	332A32-2025-06M
222	GEARBOX ACCESSORY RIGHT	332A32-2017-03M
223	MAIN LUBRICATION PUMP	177560
224	EMERGENCY LUBRICATION PUMP	177590
225	MODULE SPRAYING	332A32-5041-01
226	OIL COOLER	11-841212-3
227	OIL COOLER	11-84964
228	MGB OIL COOLER	11.84.961
229	ROTOR BRAKE	2609914-2
230	ELECTRO VALVE	6910A01
231	BACK-UP PUMP ASSY	332A32-5051-00
232	ELECTRICAL ACTUATOR	016MBX02

## 対象品

## 1 修理及びエクスチェンジ対象品

番号	品名等	代表規格
233	TRANSMITTER, ROTOR RPM	788672
234	SWITCH, PRESSURE, MGB OIL	56102
235	SWITCH, PRESSURE, MGB OIL	56100 1
236	UNIT, HYDRAULIC, ROTOR BRAKE	BHC1181
237	BOX, MGB CHIP DETECTOR	1J1989-1
238	DETECTOR, CHIP	1B2097
239	FAN, MGB	AM2621A02
240	FILTER, OIL MGB	FA02102A
241	PLUG, MAGNETIC	ME46382
242	COUPLING SHAFT	332A54-0217-01
<b>TAIL ROTOR</b>		
243	DEICED TAIL ROTOR BLADE	332A12-0042-00
244	DEICED TAIL ROTOR BLADE	332A12-0042-01
245	TAIL ROTOR BLADE	332A12-0043-00
246	TAIL GEAR BOX	332A36-5001-01
247	TAIL GEAR BOX	332A36-5001-01M
248	TRH DAMPER BODY	E4113-F12
249	LH THREAD DAMPER END	12-12457P
250	LINK, PITCH	15/8908 P
251	RH THREAD DAMPER END	12-12456P
252	STOP, SPHERICAL	579098
253	TR CONTROL ROD	332A36506022
<b>TAIL ROTOR DRIVE</b>		
254	TAIL ROTOR DRIVE SHAFT ASSY	332A34-0046-01
255	TAIL ROTOR DRIVE SHAFT ASSY	332A34-0051-00
256	TAIL ROTOR DRIVE SHAFT ASSY	332A34-0055-00
257	TAIL ROTOR DRIVE SHAFT ASSY	332A34-0060-00
258	TAIL ROTOR DRIVE SHAFT ASSY	332A34-1095-03
259	INTERMEDIATE GEAR BOX	332A35-5000-00
<b>ROTORS FLIGHT CONTROL</b>		
260	SMART SERIE ACTUATOR + 4MM	418-00876-400
261	MAIN SERVO CONTROL	SC7206
262	SERVOCONTROL, MAIN	SC7206-1
263	TAIL SERVO CONTROL	SC7252(SC72521)
264	TAIL SERVO CONTROL	SC7252-1(SC72521)
265	DAMPER, PITCH	324800M00
266	DAMPER, ROLL	324700
267	DAMPER, YAW	324900M03
<b>ENGINE CONTROL</b>		
268	BOX DERATING	FE940
<b>STARTING</b>		
269	CONTACTOR	131CC01AY1
270	CONTROL UNIT, INTERFACE ENGINE	704A43210013

## 2 消耗品

機体製造会社(エアバスヘリコプターズ)が発行しているスーパーピューマ225に関する部品カタログに掲載されている航空整備士が現場において交換可能な標準機体の構成部品(上記「1. 修理及びエクスチェンジ対象品」を除く)。

## 貸付品

番号	部品名	部品番号	数量
1	AVCS COMPUTER	02148E100025	1
2	FMS CDU	100-601951-103	2
3	GPS SENSOR	100-601967-100	4
4	DTU	100-602443-000	2
5	LINEAR ACTUATOR	176188	1
6	TRANSFER PUMP	228487	1
7	VOLTAMMETER AC	2562-639-00-10	1
8	ACTUATOR ROTATING 2 POSITIONS	3133	1
9	DEICED TAIL ROTOR BLADE	332A12-0042-01	6
10	DAMPER ASSY	332A31-3042-01	9
11	IGB	332A35-5000-00	1
12	TAIL GEAR BOX	332A36-5001-01M	2
13	SMART SERIE ACTUATOR + 4MM	418-00876-400	1
14	ACTUATOR PITCH TRIM	261104913-3001	1
15	ACTUATOR PITCH TRIM【ROLL】	41800881100	1
16	ELECTROVALVE	6910A01	2
17	PROBE TEMPERATURE ADU	C16196AB	3
18	FUEL BRUSHLESS PUMP	D240930	6
19	TRANSFORMER RECTIFIER	F11RD4221	1
20	BOX DERATING	FE940	2
21	AUXILIARY ELECTRO PUMP	GEP130-4	3
22	INDICATOR NR 2NT	ITA2203032	1
23	KDU	MB265B01-PB265B04	7
24	PROCESSING UNIT	MB267B50	3
25	AVCS AMPLIFIER	NVX12613	1
26	AVCS ACTUATOR	NVX12623	1
27	SCREEN OF DISPLAY VMS	V9519353	2
28	MAIN LUBRICATION PUMP	177560	1
29	COUPLING SHAFT ASSY	332A54-0217-01	1
30	COMPUTER AMC	MB0807D-08	1
31	AIR DATA UNIT ADU3200	C17133BA01	1
32	GENERATOR PRIMARY FLIGHT DATA	261500123-2460	2
33	UNIT CONTROL RCU	20230M1	1
34	FMS CDU	100-601951-503	4
35	MGB OIL COOLER	11-841212-3	1

## 貸付品

番号	部品名	部品番号	数量
36	LAMINATED SPHERICAL THRUST BEARING	579114	1
37	FAN ASSY	AM2621A02	2
38	SPHERICAL THRUST	579098	4
39	ATC XPNDR TR	622-9210-409	1
40	MGB OIL PRESS TRANSMITTER	64279-508-2	1
41	FMS DTU	100602443000	1
42	VHF CONT	597-2369-001	1
43	ATC XPNDR CONT	822-1807-002	1
44	NAV CONT	822-2179-011	1
45	RADIO ALT TR	9599-607-18503	2
46	MOUNT,MT1508A	3614258-0802	1
47	ANTENNA 1504A	4001943-0403	1
48	TRANSMITTER TORQUEMETER	106CP01Y05	1
49	HEATING REGULATOR BOX	92170B010101	1
50	MAIN GEARBOX ASSY	332A32-5003-03M	2
51	BOTTLE OF EXTINCTION	863490-01	3
52	EXTINGUISHER	BA51012R-5	1
53	MAP CONTROL UNIT	257.07-03	2
54	TEMPERATURE PROBE	92202A01	1

## 不具合／部品交換予定報告書

報告書番号:		報告日:		担当者氏名:	
① 機体情報	機種: EC225LP		機番:		S/N:
	不具合等発生日:			不具合等発生時機体T.T.:	
	機体の状況(飛行可否等):				
② 不具合／交換予定部品	品名:			部品番号:	
	S/N:			ベンダー部品番号:	
	取付時部品TSN/TSO:			部品取付日:	
	不具合判定時部品TSN/TSO:			取付時機体T.T.:	
	不具合事項／交換理由:				
	不具合状況／交換理由等内容:				
③ 不具合探求情報等	不具合探求／交換理由準拠マニュアル名・該当項目・ページ:				
	不具合探求内容／経緯／状況／結果／推定原因等詳細:				
④ 取外／代品取付情報	取外日:		取外時部品TSN/TSO:		取外時機体T.T.:
	代品取付日:			代品取付時機体T.T.:	
	代品部品番号:			代品ベンダー部品番号:	
	代品S/N:			代品TSN/TSO:	
	備考:				

別 添

航空機用部品供給業務(スーパーピューマ225)  
仕様細目

海上保安庁

## 1 総則

### 1-1 適用範囲

この細目は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が保有するスーパーピューマ225に関する航空機用部品供給業務（以下「部品供給業務」という。）について適用する。

### 1-2 仕様細目

部品供給業務の細目については、本仕様細目に基づくものとし、仕様細目の内容に疑義又は変更等がある場合は、当庁及び請負業者間で調整するものとする。

### 1-3 用語及び定義

この仕様細目に用いる用語及び定義は、次に規定するほか、仕様書によるものとする。

#### 1-3-1 総分解検査間隔（TBO）

航空機用部品の総分解検査から総分解検査までの使用時間の間隔の限界をいう。

#### 1-3-2 部品使用期限（SLL）

航空機用部品の使用期限をいう。

#### 1-3-3 航空基地等

海上保安航空基地、航空基地又はヘリコプター搭載型巡視船をいう。

## 2 本庁担当官

当庁は、航空基地等との連絡調整及び要求部品の精査のための担当官（以下「本庁担当官」という。）を海上保安庁装備技術部航空機課職員の中から指名するものとする。

本庁担当官の業務内容は以下の通りとする。

### (1) 部品要求調整

- ア 航空基地等からの「不具合／部品交換予定報告書」に基づく請負業者へのテクニカルフィルタリングの要請及び部品要求
- イ 部品要求に関する航空基地及び請負業者との調整

### (2) 整備計画の共有

機体の整備計画の情報収集及び請負業者へ情報提供

### (3) 不具合報告

不具合調査における航空基地等との調整及び情報収集並びに請負業者へ情報提供

(4) 上記(1)から(3)までの他、部品供給業務に関する各種調整

### 3 航空機用部品供給、保管及び在庫管理

#### 3-1 貸付品

貸付品の品目及び数量に変更があった場合は、契約後に当庁と請負業者が協議の上、決定するものとし、契約期間中、当庁から申し出があった場合には、協議により貸付品の品目及び数量を調整できるものとする。

また、貸付品の補充について保管期限がある部品や使用機体により仕様(バージョン等)が異なる部品については、当庁と請負業者が協議の上、納入日等を決定するものとする。この場合、仕様書3-4 リードタイム保証基準の対象外とする。

#### 3-2 適用除外品目

部品要求の都度、当該契約の適用対象品目であるかどうか当庁及び請負業者相互で確認を行うものとする。

なお、適用除外品目の例は次のとおりとする。

- (1) 機体の特別装備品(エマージェンシーフロート、ホイスト、サーチライト、ウェザーレーダー、防氷関連部品等)
- (2) 油脂(オイル、作動油、グリース)、塗料、接着剤、ラベル
- (3) ケミカル類
- (4) 現場整備士のみでは交換ができない部品(例:機体主要構造部品等)
- (5) 機体自体に直接付随していない物品(例:工具等)
- (6) 機体内装品(例:内装パネル等)

#### 3-3 協議を要する事項

当庁及び請負業者において協議を要する事項は次のとおりとする。

- (1) 故意又は重大な過失による部品の損傷
- (2) 不適切な部品の取卸し(誤った不具合探求、不具合の非再現)
- (3) 整備不良による異常損傷、誤使用、発動機不具合に起因した機体の不具合、不適切な管理、又は最大限界値を超えて使用した場合
- (4) 異常な浸食、腐食及び摩擦
- (5) 異物による損傷
- (6) 被雷
- (7) 正当な理由無く期間内に取卸し品が返送されなかった場合
- (8) 取卸し品が不完全な状態で返送された場合

- (9) 取卸し品に添付する関連書類に不備がある場合
- (10) 正式な承認文書無しに実施された改修及び作業
- (11) 通常適用されない改修が実施されていた場合
- (12) 欠品が原因で修理不可と判断された場合
- (13) 製造中止部品(製造中止品の代わりに代替品等を供給する。)
- (14) 輸出規制品
- (15) その他部品の不具合、交換等に関し疑義がある場合

### 3-4 部品供給

#### 3-4-1 計画的に交換する部品の供給

- (1) 請負業者は、当庁から提供を受けた情報の分析を行い、必要部品の需要予測と調達計画の立案を行う。
- (2) 請負業者は、国内外在庫状況や納期等を考慮し、必要に応じて事前調達を行い、国内倉庫に必要数量を保管するものとする。
- (3) 本庁担当官は航空基地等からの要求に基づき、必要時期の原則として2ヶ月前までに請負業者へ部品要求を行う。
- (4) TBO、SLL 部品を期限満了前に取卸す場合の許容期間はTBO及びSLLの5%とする。

#### 3-4-2 不具合発生に伴う部品供給

##### (1) AOGの場合

- ア AOGで部品の必要が発生した場合、航空基地等は「不具合／部品交換予定報告書」により本庁担当官を通じて請負業者にテクニカルフィルタリングを要請する。
- イ 請負業者はテクニカルフィルタリングを行い、その結果を本庁担当官へ連絡する。
- ウ 本庁担当官はテクニカルフィルタリング結果をもとに請負業者に部品要求を行う。その場合の様式は「不具合／部品交換予定報告書」とする。
- エ 要求部品が国内在庫にある場合、3日以内に航空機用部品を納入する。
- オ 要求部品が国内在庫にない場合、請負業者は海外へ発注をし、受注後7日以内に納入する。
- カ 航空基地等にて受領した者は受領書に貨物到着日を記入し、署名の上、本庁担当官経由で請負業者に返却する。
- キ 納入所要期間は、要求日の翌日からカウントする。
- ク 部品要求の内容に疑義、情報不足があり確認・調整に1日以上を要した場合、又は不具合部品の特定に1日以上必要となった場合は、要求日は不

具合部品を特定した翌日とする。

ケ 納品先は要求時に当庁が指定する。

#### (2) AOG 以外の場合

ア AOG 以外で部品の必要が発生した場合、航空基地等は「不具合／部品交換予定報告書」により本庁担当官を通じて請負業者にテクニカルフィルタリングを要請する。

イ 請負業者はテクニカルフィルタリングを行い、その結果を本庁担当官へ連絡する。

ウ 本庁担当官はテクニカルフィルタリング結果をもとに請負業者に部品要求を行う。その場合の様式は「不具合／部品交換予定報告書」とする。

エ 要求部品が国内在庫にある場合、10日以内に航空機用部品を納入する。

オ 要求部品が国内在庫にない場合、請負業者は海外へ発注をし、受注後15日以内に納入する。

カ 航空基地等にて受領した者は受領書に貨物到着日を記入し、署名の上、本庁担当官経由で請負業者に返却する。

キ 納入所要期間は、要求日の翌日からカウントする。

ク 部品要求の内容に疑義、情報不足があり確認・調整に1日以上を要した場合、又は不具合部品の特定に1日以上必要となった場合は、要求日は不具合部品を特定した翌日とする。

ケ 納品先は要求時に当庁が指定する。

#### 3-4-3 修理可能な取卸し品の返送

(1) 取卸し品が修理可能である場合、請負業者は本庁担当官を通じ航空基地等に対し取卸し品の返送を依頼する。

(2) 航空基地等は、速やかに当該部品の梱包を行い、必要書類を添付して10日以内に発送できるようにする。

(3) 当庁は、部品の取卸しの際は、欠品部品が発生しないように十分注意する。

#### 3-4-4 部品交換時の事前連絡

対象品を不具合のために取り卸す場合には、本庁担当官を通じ事前に請負業者の了解を得るものとする。

#### 3-4-5 緊急時の対応

当庁は、緊急時には必要に応じて本庁担当官が請負業者と調整した上で、請負業者へ出向いて直接部品を受け取ることも可能とする。

### 3-4-6 受領確認

当庁は、航空機用部品の受領時に梱包状態、航空機用部品及び添付書類の確認を行う。

### 3-4-7 損害負担

- (1) 請負業者から当庁に航空機用部品が引き渡された時点で当庁が責任を負う。
- (2) 返送品は、当庁から返送品が運送業者に引き渡された時点で請負業者が責を負う。

### 3-5 在庫管理

- (1) 請負業者は、当庁のスーパーピューマ225の運航状況、不具合発生状況、整備計画、部品消費実績及び技術情報等を勘案し、航空機用部品の需要予測を行い、在庫を確保するものとする。
- (2) 請負業者は機体製造会社から機体の運用に影響を及ぼす技術通報の発行情報の事前入手に努めるものとし、当該情報を入手した場合には、当庁の機体向けの部品を確保するものとする。
- (3) 請負業者は、貸付品の保管期限や機能検査期限を把握し、本庁担当官の情報のもと計画的に補充又は必要な機能検査を行う。

### 3-6 部品の運用及び整備の留意点

- (1) 当庁は、機体メンテナンスマニュアル、その他の技術文書に基づき、適切に部品の取り外し、取り付けを行うものとする。
- (2) 当庁は部品のログカードを適切に更新するものとする。

## 4 提出書類

請負業者は、以下の書類を別添の提出書類記入要領に従って作成し、必要部数を提出するものとする。

なお、提出書類の保存期限は、契約期間満了後、5年間とする。

- (1) 業務管理計画書（別添1）
- (2) 業務実施状況報告書（別添2）

## 5 当該業務遂行に必要な情報の入手

請負業者は、当該業務に必要な以下の情報を当庁から入手できるものとする。

- (1) 年間整備計画
- (2) 整備における部品の交換予定
- (3) 毎月の飛行時間
- (4) その他必要と思われる情報

業務管理計画書	
提出期限	契約時速やかに
提出部数	3部
承認の要否	
書類内容	機体部品供給業務の実施体制及び実施要領
最低限記載すべき事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 機体部品供給体制(組織、指揮及び連絡先一覧)<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 組織</li><li>(2) 指揮系統</li><li>(3) 連絡先一覧</li></ol></li><li>2. 実施要領</li></ol>

業務実施状況報告書	
提出期限	毎月の業務実施状況報告時
提出部数	2部
承認の要否	
書類内容	四半期毎の実績報告書
最低限記載すべき事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 四半期毎の実績</li><li>2. 業務実施上の支障の有無及び改善策</li></ol>